

2021年12月定例会 本会議一般質問と当局答弁

2021年12月6日（月）

◎出口成信議員の一般質問（60分）

1. 温室効果ガス排出削減と再エネへの転換について
2. 市立総合療育センターについて
3. 擁壁改修工事の履行について
4. 本市のDX推進計画について



出口成信議員への答弁と再質問

音声をもとに党市議員団で要約したものです

●北橋市長〔温室効果ガス排出削減と再エネへの転換について〕

〔総合療育センターについて〕

●環境局長〔温室効果ガス排出削減と再エネへの転換について〕

●保健福祉局長〔市立総合療育センターについて〕

●建築都市局長〔擁壁改修工事の履行について〕

●総務局長〔本市のDX推進計画について〕

●デジタル政策監

■出口議員〔市立総合療育センターについて〕

●保健福祉局長

■出口成信議員

●保健福祉局長

■出口成信議員〔本市のDX推進計画について〕

●総務局長

■出口成信議員〔気候危機、温室効果ガス排出削減と再エネへの転換について〕

●環境局長

●北橋市長

■出口成信議員

●北橋市長

■出口成信議員〔擁壁改修工事の履行について〕

●建築都市局長

■出口成信議員

●建築都市局長

■出口成信議員

- 建築都市局長
- 出口成信議員
- 建築都市局長
- 出口成信議員
- 建築都市局長
- 出口成信議員
- 建築都市局長
- 議長

◎出口成信議員の一般質問（60 分）

皆さんこんにちは、日本共産党の出口しげのぶです。

会派を代表しまして一般質問を行います。

〔本市の温室効果ガス排出削減と再生可能エネルギーへの転換について〕

2018 年 10 月、国連機関である気候変動に関する政府間パネル IPCC の「1.5 度特別報告書」は、2030 年までに世界全体の人為起源の CO2 排出量を 2010 年水準から約 45%削減し、2050 年までに実質ゼロにできなければ、世界の平均気温は産業革命前と比較し 1.5 度までに抑え込むことができないとしました。まさに 2030 年度までの CO2 削減に人類の未来がかかっています。

岸田文雄首相は 11 月、英グラスゴーで開かれた、国連気候変動枠組条約第 26 回締約国会議（COP26）の首脳級会合の演説で、CO2 を大量に排出する石炭火力発電からの脱却に一言も触れませんでした。2030 年度の発電量の 19%程度を石炭火力に依存するとした第 6 次エネルギー基本計画に沿った立場に、世界の環境 NGO から厳しい批判の声が上がり、気候変動対策に後ろ向きな国に送られる「化石賞」をまたもや受賞しました。一刻の猶予もならない気候危機の打開に責任を果たさない姿勢は重大です。

北橋市長は COP26、ジャパンパビリオンで「北九州市の公共施設の電力を 100%再エネ電力で賄う計画で、世界にも発信していきたい。」と発言しました。

発電を太陽光やバイオマス発電とすることで、再エネをアピールするものですが、そもそも本市のバイオマス発電は燃料の約 7 割が石炭で輸入バイオマスの使用は再エネとは言えません。

本市の温室効果ガス年間総排出量 1,506 万トン（2018 年度）は、数字を公表している 16 政令市の中で多い方から 4 番目です。この、本市の温室効果ガス総排出量の約 65%を産業部門が占めており、排出量削減にとってこの分野での対策が不可欠です。

本市の温室効果ガス排出削減目標は「2030 年度までに 2010 年度比で換算すると 42%削減、2050 年度までに実質ゼロ」となり、あまりに低い目標と言わざるを得ません。

そこでお伺いします。第一に、産業部門が、CO2 削減に対し市と同じ認識を持ち、市と一体

となり取り組まなければ、大幅な削減は見込めません。市は、これらの企業にどのように働きかけ、削減を求め取り組んでいくのか、今後の計画について具体的に伺います。①

第二に、産業部門だけでなく CO2 排出量が多い電力に由来する CO2 排出量をどう削減するかが重要な課題です。化石燃料から太陽光エネルギーなどの再生可能エネルギーへの大転換が求められています。

本市は洋上風力発電の推進が経済協力開発機構（OECD）から SDG s の取り組みとして高く評価を受けていますが、CO2 排出量は OECD 平均より高いと、課題を指摘されています。洋上風力発電を推進しながら、一方で戸畑共同火力発電所に 3 機、響灘エネルギーパーク、響灘火力発電所、合わせて 5 機の石炭を燃料とする火力発電所があります。こうした矛盾を解消し脱炭素の取り組みを加速させるためにも、石炭火力発電所は 2030 年代までに全廃させるべきです。そして、雇用創出も期待される洋上風力や太陽光発電などの再エネへ大転換すべきです。見解を伺います。②

第三に、この 10 年間で再生可能エネルギー、太陽光発電のコストは 82%減、洋上風力発電のコストは 29%減、陸上風力発電のコストは 39%減と急落し驚異的に拡大しています。ところが九州電力では優先給電ルールによって、再エネより原発を最優先とする補償なき出力制限が行なわれています。

本市は再生可能エネルギーの推進を阻害する原発は廃止し、九州電力による出力制限は行わないように求めるべきです。見解を伺います。③

第四に、再生可能エネルギーは日本中どの地域にも存在します。環境破壊を起こさない再生可能エネルギーの活用を柱に据え、利益が地域にも還元され、地域と住民の力に依拠し、住民の合意と協力を得てこそ、大規模な普及が可能になります。地域の電力は地域で賄うという地域における地産地消、自立・分散型の再生可能エネルギー供給体制の構築と再生可能エネルギーの普及を目指し、その第一歩として、行政・企業・市民が三位一体となって取り組むべき理念をうたった条例を制定すべきです。見解を伺います。④

〔市立総合療育センターについて〕

厚生省は再編や統合の議論が必要とする公立・公的病院などを超える病院のリストを公表し、本市の市立総合療育センターもリストに含まれています。

厚生労働省が運用する「新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム」に登録される 6922 病院のうち、コロナ患者を受け入れた 922 病院の約 7 割が公立・公的病院であったこと、またリスト記載の 424 病院のうち、72 病院が新型コロナウイルス患者の入院受け入れをし

ていることが明らかになりました。この結果からも、公表されたリストは地域の実情や努力を無視したものであることが明らかであり、機械的判断に基づく再編や統合をやめるべきです。

本市の総合療育センターの再編・統合リストからの除外を求める我が党の質問に対し市長は、今後開催予定の地域医療構想調整会議の中で総合療育センターの機能や役割、その必要性をしっかりと説明すると答えましたが、いまだリストからの除外はありません。国はどう答えたのか伺います。⑤

私は視覚障害の方から市立総合療育センターの眼科の素晴らしい取り組みを伺いました。

視覚に障害がある人たちに寄り添い、残存視力を生かし生活改善につなげる「ロービジョンケア」が取り組まれています。屋内や屋外での白杖の使い方、拡大読書器や録音図書を用いた指導など、様々な補装具を幅広く紹介しながらの、医師や視能訓練士による時間をかけた訓練は、「これほどの訓練は他ではやられていない」「医師の説明も丁寧で安心できる」など、本市内外から多くの視覚障害者の皆さんから信頼と感謝の声が寄せられています。

ところが、現在「ロービジョンケア」は利用者が少ないため休止されています。視覚障害者団体の方によると、利用者の減少はコロナが影響していると言います。コロナ禍での環境変化が、視覚障害者の外出、受診抑制につながったのではないかとのことです。一方で、そもそも視能訓練士を知らない視覚障害者が多いとも聞きました。

このような中、「ロービジョンケア」の眼科医が来年3月いっぱいで辞めることになったため、利用者や障害者団体の方々は、このまま支援がなくなってしまうのではないかと危惧しています。素晴らしい取り組みがなくなることがないよう、医師の確保と技術の継承を図り、同時にロービジョンケアを周知し、取り組みを継続すべきです。市長の見解を伺います。⑥

〔市営住宅、仲通り団地の擁壁改修工事の履行について〕

2014年、市内在住のA氏は、小倉北区井堀2丁目にある市営住宅「仲通り団地」南側下に新築を計画し土地を購入しました。敷地内北側には基礎のない高さ1.7mの石積擁壁の上に、市営住宅の張りコンクリートの自立構造でない擁壁が寄り掛かり、合計で高さが4.8mあります。

この2段擁壁は下段の擁壁への荷重のかかり方が、建築基準法第20条の構造耐力違反であり、盛土面に構築された擁壁は地震等により倒壊の恐れがあります。

また、北西側には基礎もない、水抜き穴もない、雨水側溝もない、高さ4mのほぼ垂直の石積みとブロックの積み増し擁壁が一部A氏敷地に越境しています。

2014年11月、1級建築士のA氏はこれら擁壁の危険性、違法性を指摘し、住宅管理課に改善を求めました。住宅管理課は市の張りコンクリートの擁壁がA氏敷地内の「石積み擁壁」に寄り掛かり状態、かつ「自立構造」で無く、その構造が法令違反により危険であるとの理由から、速やかな緊急工事を行うと説明し、測量図、工程表、図面、要望書などをA氏に提出し、「適法化」工事を確約しました。しかしそれから7年経ちますが工事は履行されていません。

これまでの経緯を簡単にご説明したいと思います。

2014 年 12 月 11 日、緊急性を考慮し、早速市から A 氏に対し工程表が提示され、併せて、固定資産税路線価・測量平面図・断面図求積図等の根拠資料が提出されました。

その後、ボーリング調査などにより、工事の延期への協力要請があるなどしたものの、工事施工に向けての協議が進められました。

ところが 2016 年 3 月 10 日、市の態度が一変し、新たな担当者は「北西側擁壁は工事が不可能」として、適正価格での売却を求めてきたのです。北側工作物（石積み）は「市が当初から主張しているように、石積みは A 氏の土地の定着物であり、市として積極的に撤去する理由はなく、A 氏が判断する事項です。なお A 氏が石積みを撤去する場合、北側擁壁に影響が及ぶことから、擁壁を管理する市としては、その工法や安全確保等について事前協議を要請します。

その際、A 氏が行う石積みの撤去に合わせて、市が北側擁壁の改修工事を行う等の協議には応じます。」とする、突然の「上から目線」と、数年にわたる協議結果を簡単に反故にする市の対応に、私も唯々驚くばかりです。

そこで伺います。当初、市の担当者は「当時の造成工事図面」を A 氏に示した上で、「本市市営住宅下の北側の斜面は盛り土で崩落しやすい」と説明し、文書をもって、工事を約束しました。市は、危険性があると判断したのです。日本国中いつ、どこでも地震は起こりえます。A 氏の生命・財産だけでなく、市営住宅の住民に被害が及ぶ危険性があることについての市長の認識を伺います。⑦

工事施工に向け、ボーリング調査も実施し、3 回も工程表を出し直してまで約束してきた「適法化」工事を、なぜ突然反故にできたのでしょうか。その理由をお聞かせください。⑧

〔本市の DX 推進計画について〕

住民の福祉の増進を図る上でデジタル技術を有効に生かすことは必要ですが、AI とか ICT（情報通信技術）などデジタル技術は未完成でありセキュリティも万全ではありません。

とりわけ個人情報とは基本的人権の基礎要件で、これがいったん外へ流出してしまえば、人権あるいはその人の生涯にわたる生活も破壊してしまうようなことが起こり得ます。

そこで、個人情報の保護の問題です。5 月 12 日成立したデジタル改革関連法は、首相のもとに強い権限と予算を持ったデジタル庁を新設、国や地方自治体のシステムや規定を標準化・共通化して、個人情報を含むデータの利用を強力に進めるものです。

当時の平井デジタル担当大臣は、「国や自治体が保有する有用な情報をオープンデータとして、多様な主体が参照できたりするよう整備していきます」と述べて、法案のねらいが特定の企業の儲けのために地方自治体がつ大切な個人情報を利用することにあることをあけすけに語っています。国民の暮らしに役立つデジタル化は否定するものではありませんし、新型コロナウイルス感染防止のためにデジタル技術を活用することも避けては通れません。

しかし、政権に都合の悪い情報を隠したり、改ざんする一方で、国民に情報提供させようとしても、国民は納得できません。

国の統一化によって自治体独自の個人情報保護制度がリセットされ、それまであった規制が緩和、撤廃され、匿名加工情報制度(オープンデータ化)と情報連携(オンライン結合)が自治体に求められ、教育、健康診断、介護サービス、子育て支援など、住民サービスに直結する自治体の大事な個人情報を吐き出させる懸念があります。本市は黙って国の統一化に従うべきではありません。見解を伺います。⑨

6月の本会議でデジタル化による行政サービスの後退に懸念を訴えた私の質問にデジタル政策監は「行政手続のオンライン化や窓口でのタブレット端末の活用によって、『書かない』『待たない』『行かなくていい』という、より丁寧な行政サービスを目指すものであり、デジタルで職員の負担軽減を図る中で、職員は直接市民と接する相談業務など、人でしかできない業務に注力できる体制づくりに努めてまいりたいと考えております。」と答えています。そうであるならば問題ありません。

しかし、国の「自治体戦略 2040 構想研究会」の報告では、AI や情報技術が入れば今の公務員の数では半分で行政サービスを行うことができる。と書かれています。これが政府の狙いだと考えられます。

そこで伺います。本市のデジタル化により職員の負担軽減・効率化が図られたとしても、公務員数の削減は許されません。お答えください。⑩

出口成信議員への答弁と再質問

音声をもとに党市会議員団で要約したものです

●北橋市長

〔温室効果ガス排出削減と再エネへの転換について〕

今年の8月には地球温暖化対策実行計画を改定しております。この計画では2030年度に温室効果ガスを国の削減目標は上回るものとして、2013年度比47%削減を目標に掲げております。目標達成のため、今後市民や企業に広くご理解をいただき一体となって取り組む必要があると考えます。

産業分野のCO₂削減については、産業の競争力強化を図りながら、同時に温室効果ガスの削減を達成するという、環境と経済の好循環を生み出す取り組みが重要であります。

産業都市であります本市ではエネルギーの脱炭素化とイノベーションの推進が重点項目であります。

今年度それらを戦略的に進めるための北九州市グリーン成長戦略の検討を行っております。この戦略の検討やその実現に向けて、地元企業と連携して取り組むことが必要であります。こ

のためエネルギーの専門家に加え、市内の製造業、電気ガス事業者などで構成されるアドバイザリーボードを設置し、専門的知見の集約を行っております。

また市内の企業、銀行、大学など約 50 の企業・団体と意見交換を行っております。各界のニーズやシーズを把握しながら、年明けを目途に戦略を取りまとめたいと考えております。

脱炭素エネルギーの確保に向けては、太陽光パネルと蓄電池を活用した再エネ 100%北九州モデルによる再エネの導入拡大や風力、水素といった本市の強みを生かした取り組みを積極的に進めたいのであります。加えて産業部門の削減にあたりましては、イノベーションなど国や産業界全体での全国レベルの取り組みと、中小企業などによる既存の技術を活用した取り組みの両方を進めることが重要であります。

そこでイノベーション進めるために全国レベルでの取り組みが必要な大企業への支援としては、国のプロジェクト獲得や産学官で連携した脱炭素社会を支える人材育成などに取り組んで参ります。

また中小企業に対しましては、省エネ設備の導入補助に加え、省エネ診断や再エネ導入に向けたコストの検証、脱炭素経営に関するセミナーなどを通じて脱炭素化に向けた伴走支援を行っていきたいと考えます。

引き続き産業界の声に加え、市議会や環境審議会のご意見を踏まえ、グリーン成長戦略を取りまとめ、今後、産業界と連携して取り組みを進め、持続可能な成長の模範となる環境と経済の好循環の成功モデルを目指して参ります。

〔総合療育センターについて〕

次に、総合療育センターは、昭和 53 年の開設以降、40 年以上にわたり、本市の障害のある子どもの療育と医療の中核施設として重要な役割を果たしており、地域にとって欠くことのできない施設であります。

公立公的病院の再編統合リストは 2025 年に向けた、医療提供体制の構築を目指す地域医療構想の実現に向けて、公立公的病院の再編統合の議論を進めるため、国が令和元年 9 月に公表したものであります。

このリストは高度急性期や急性期機能に着目して作成されております。ガン、心疾患、脳卒中など九つの領域における各医療機関の診療実績の機械的な分析の結果、総合療育センターが対象となったものであります。

リストの対象となった医療機関については、各都道府県が設置し地域の医療関係者などで構成する地域医療構想調整会議において、必要性や今後のあり方について再検証することになっております。

総合療育センターにつきましては本年10月、リスト公表後初めてこの調整会議、地域医療構想調整会議において審議が行われました。調整会議の場におきましては、本市から総合療育センターの必要性を強調しております。現在も審議が続けられております。

再編統合リスト公表時に国が示した再検証の期限は、その後の新型コロナウイルス感染症の発生により、白紙となっております。現在までに新たなスケジュールや再検証後の国の対応についても明確な方針が示されておられません。

今後も国の動向に注意を払い、当事者家族や市民の不安解消に向け、地域医療構想調整会議での結論が早期に得られるよう努力を続けます。

残余の質問は関係局長からお答えをさせていただきます。

●環境局長

〔温室効果ガス排出削減と再エネへの転換について〕

それでは私から温室効果ガス排出削減と再エネの転換について、残りの3問について答えます。

最初の質問ですが、石炭火力発電所は2030年までに全廃させるべきであり、洋上風力や太陽光発電などの再エネへの大転換をすべきとの質問にお答えします。

本年10月末から11月初めにかけて、英国で開催されたCOP26では成果文書において、排出削減対策が講じられていない石炭火力発電の段階的削減が盛り込まれています。

またわが国においてもコップ26に先立ち、第6次エネルギー基本計画が策定され、その中で、2030年度の新たなエネルギーミックスが示されています。

再エネについては従来の22%から24%が、36%から38%へと引き上げられ、石炭火力発電については26%から19%へと引き下げられるなど、再エネの主力電源化と石炭火力発電への依存度低下を目指す内容となっています。

それと同時に、同計画における石炭火力を含む火力発電全体の位置づけとして、今後も一定の役割を担うことが示されています。

このようにエネルギー政策については、国の責任のもと、検討が進められるものと承知しています。SDGs未来都市である本市としては、風力発電関連産業の総合拠点化を進める中で、風力発電などの再生可能エネルギーの国内での普及などを通じて、再生可能エネルギーの主力電源化に貢献するとともに、環境と経済の好循環を作り出し、脱炭素社会につなげる取り組みを進めたいと考えています。

次に再エネの推進を阻害する原発は廃止し、九州電力による出力制御を行わないように求めるとの質問に答えます。

出力制御は、電力の発電量が利用量を上回る場合などに、需要と供給のバランスを保つため、国が定める優先給電ルールに基づき、発電事業者に一時的に発電を停止されるものです。

優先給電ルールでは、まず火力発電の出力制御や用水の活用、次に連携線を活用した他地域への送電がなされた上で、なお必要な場合に再エネが出力制御の対象となると、定められています。

議員お尋ねの原子力については、水力、地熱とともに長期固定電源と呼ばれ、出力を短時間で小刻みに調整することが技術的に難しく、一度、出力を低下させると、すぐに戻すことができないため、最後に制御する事とされています。

出力制限に関しては、国の検討会で議論されているところで、最大の出力制限の回数低減に向けた取り組みについて、検討がなされていると承知しています。引き続き、動向を注視したいと思っています。また本市としては、本年2月に公表した「再エネ 100%北九州モデル」に基づき、第三者所有方式での蓄電池導入を目指しています。

さらには先月新たに若松区響灘地区に、市内の余剰再エネを活用して、CO₂フリー水素を作る実証設備が本格的に稼働し始めたところです。

このような取り組みを通じて、主に出力制御が発生する日中などに新たな電力需要を創出し、出力制限の回数低減に貢献したいと考えています。

なお原発については、国民生活や産業活動に与える影響を考えると、経済性、安定性において再エネがすぐに原発に取って代われるものではないことも、事実です。いずれにしても、国において安全性の確保はもとより、国民に対する説明を十分行い、理解が得られるように努めたいと考えています。

次に行政、企業、市民が三位一体となって、再エネの普及に取り組むべき理念をうたった条例の制定について答えます。

本市は、平成25年度に開始した「地域エネルギー拠点化推進事業」に基づき、響灘地区の優位性を生かし、民間の再エネ発電所を中心に集積をしました。

また発電された電力を地域に供給する地産地消を目的に、平成27年に地域新電力である株式会社北九州パワーを本市と地元企業や金融機関等、8社の出資により設置しました。

一方、本年2月に公表した再エネ 100%北九州モデルにおいて、2025年までに本市のすべての公共施設、約2000施設を本市の再エネを活用した、再エネ 100%電力化を目指すこととし、現時点で255施設への導入が完了しています。

こういった取り組みに関心を示す市内企業からも、再エネ 100%電力の導入に関するお尋ねやご要望を多数いただいています。

今後のこの取り組みを市内企業に広げていくことも考えています。市民、議会、環境審議会、産業界など幅広い方々のご意見を踏まえながら、本年8月に北九州市地球温暖化対策実行計画を改定したところで、今、お尋ねの再エネの普及に向けた理念や具体的な取り組みについては、同計画に盛り込んでいます。

現在、本計画にとって、最大の普及に向けた取り組みを進めているところで、条例の制定については考えていません。

本市としては、これまでの取り組みに加え、再エネ 100%北九州モデルによる再エネ普及や地産地消のさらなる拡大を実現し、環境と経済の好循環の成功モデルを目指していきたいと考えています。

●保健福祉局長

〔市立総合療育センターについて〕

私からは市立総合療育センターについてということで、ロービジョンケアについて医師の確保と技術の継承を計り、同時にロービジョンケアを周知し、取り組みを継続すべきという質問です。

まず、総合療育センターの眼科診療の方針ですが、この眼科では先天性または乳幼児期に発症した視覚障害のある子どもの診断と治療、そして他の医療機関で診察が困難な障がい児者の診察、そして生活支援のためのロービジョンケア、この3つの診療方針で運営を行っています。

このうち、ロービジョンケアについては、子どもから高齢者までを対象に視機能を最大限に活用して、生活の質を向上させるため、日常生活上の評価、補助具の選定と使用訓練、歩行訓練などを実施しています。

昨年度は18歳未満で45人、18歳以上で28人の新規患者を受け入れています。このロービジョンケアについては、福岡県内において対応できる医療機関は限られています。

その一つである総合療育センターには、対応できる医師が1名在籍しています。高齢ということもあり、これまでの週4日の診察を、令和3年9月からは週3日の診察としましたが、今後も引き続き勤務していただく予定です。

ロービジョンケアに係る診察時間の縮小により、今回、利用者が相対的に少なく、日常生活能力が比較的確立している高齢者の新規患者の受け入れは、現在中止しています。

現在のところ、高齢者の新規受け入れについて、再開のめどは立っていませんが、ロービジョンケアに対応可能な医師の派遣について、現在、大学の医局に働きかけを行っているところです。

総合療育センターでのロービジョンケアについては、後進の診察技術の継承にまず努めるとともに、効果的な周知方法についても、今後検討したいと考えています。

●建築都市局長

〔擁壁改修工事の履行について〕

私からは、擁壁改修工事の履行について、2つの質問に一括して答えます。

市営住宅仲通り団地の南側に位置します、石積み擁壁及び、その上にあるのり面は、平成 26 年に A 氏が団地に隣接する土地を取得した際に、当該構造物が双方の敷地にまたがっていることや、その他の箇所においても、敷地境界に係る課題があることが判明しました。

擁壁や柵などの既存の構造物が双方の敷地にまたがって場合には、基本的には当事者である土地所有者の間で協議を行い、解消するものですが、本市としては、そのための提案をしながら、平成 26 年以降 40 回以上にわたり協議を行いました。

当該構造物が建築基準法違反であるとの点については、令和 2 年度決算特別委員会において答弁した通り、石積み擁壁は高さ 2 メートル以下のため、法の適用対象外であること。それからのり面については、それ自体が擁壁ではなく、法の適用対象外であることから違法でないと認識しています。

お尋ねの、のり面の危険性については、平成 26 年と平成 30 年に地盤調査を実施して、A 氏の土地にある石積み擁壁が安全な状態で維持されるのであれば、のり面についても現状が保たれるということを確認しています。直ちに周辺に危険を及ぼすとは認識していません。

次に擁壁改修工事の履行を反故にしたとの指摘ですが、この工事は境界に関する複数の課題の解決に向けた協議の中で提案したもので、その協議が整い工事の履行を確約した事実はありません。

また建築基準法違反及び危険性の解消を理由に、擁壁改修工事を提案した事実もありません。これまでの協議では境界にかかる複数の課題解消について、指摘された工事を含め先方の申し入れもあり、一旦白紙に戻すこととなりましたが、その後も代案を提示しています。

現在のところ双方の合意点を見いだすことができていませんが、本市としては引き続き協議を続けるとともに、市営住宅の土地所有者として今後も適切な維持管理に努めたいと考えています。私からは以上です。

●総務局長

〔本市の DX 推進計画について〕

私からはデジタル改革関連法による国の統一化に従うべきではない。見解を伺うとのご質問に答弁します。

個人情報の保護については、個人情報保護条例や情報セキュリティの各種規程に基づき、制度の適切な運用や、セキュリティ対策の徹底などにより、精度面とシステム面で個人情報を適切に管理しています。

本年 5 月に成立・公布された改正個人情報保護法では、これまで自治体ごとに条例で規定していた個人情報の取り扱いについて、全国統一的な共通ルールで取り扱われることになりました。

今回の法改正では、官民や地域の枠を超えたデータの利活用の推進等を目的としており、その具体策として匿名加工情報精度があります。匿名加工情報は特定の個人を識別できないように、且つ復元できないように加工した情報であります。

これは一定のルールの下での利活用の促進をすることを目的とし、個人情報をもそのまま利活用するものではありません。この匿名加工情報の具体的な活用例としては、医療機関が保有する医療情報を活用した新薬の開発などがあげられ、これらにより国民生活全体の質の向上に寄与することが期待されています。

また現行の個人情報保護条例には規定があるものの、改正個人情報保護法には個別の規定がないものがあります。しかし同法において別途、個人情報の漏洩や滅失などの防止のために必要な措置を講じることを義務づけ、法体系全体として、必要な保護水準が確保されています。

具体的な制度の運用においては、国が来年春にガイドラインを策定予定であることから、本市としてはその内容を踏まえ、情報セキュリティ対策の徹底も図りながら、個人情報を適切に保護できるよう対応したいと考えています。以上です。

●デジタル政策監

最後に私から、デジタル化により職員の負担軽減効率化が図れたとしても公務員数の削減は許されない、ということについての見解をということについて答えます。

本市はDX推進にあたりまして、今般、北九州市DX推進計画を策定し、これに基づきデジタル技術の徹底化に取り組んでいくこととしています。

このDX計画は2040年をターゲットとして見据えたもので、国の自治体戦略2040構想研究会の指摘を踏まえたものです。この指摘については、具体的には少子高齢化の進展を受けて、従来の半分の職員でも自治体が本来担うべき機能を発揮できる仕組みを構築する必要があるという記述がされています。

本市としてはこの指摘について、自治体においても人口減少と高齢化に伴い、職員の確保が困難になると想定される中、適切に行政サービスを提供できる仕組みづくりを今から始めておくべきであるというものと受け止めています。

こうしたことから今後はデジタルで効率化した上で、職員がたくさんあることが必要な業務に、より一層重点的に人員配置を行うことができる環境を整えることが重要と、このように考えています。

そのためにはまずは業務の「見える化」、こちらに取り組むことが必要と考えて、現在、全庁的に業務量調査を実施しています。

具体的には業務フローを明確化することで、デジタルで処理できる業務や職員でなければできない業務などを他の自治体の状況とも比較対照しながら、精査をしているところです。

この調査結果を基礎資料として、DXを推進し簡素で効率的な組織人員体制の確立を基本として、将来に向けた適切な組織人員体制の構築につなげていきたいと考えています。

今後とも、DX計画でミッションとして考えております、デジタルで快適便利な幸せの街、こちらの実現に向けまして、スピード感をもってDXを推進し、市民サービスの向上と業務の効率化、職員の働き方改革を三位一体で進め、市民でよかった、職員で良かったと感じてもらえる市役所を目指して参りたいと考えています。答弁は以上です。

■出口議員

〔市立総合療育センターについて〕

療育センターのロービジョンケア、今の話を伺いますと、先生は引き続き残る、ということでもいいんですかね。

●保健福祉局長

現在、聞いておりますのは、3月までは今年度は残られます。その後についてのところは、今、医局の方に新たな確保で働きかけている、その状況等により、また、改めて中身については検討したいと思います。

。

■出口議員

私が問題にしているのは、ロービジョンケアですね。先生が専門でやられている、ということですが、それが引退されるとなると、もうここで終わっちゃうんじゃないか。大人のロービジョンケアがまたなくなっちゃうんじゃないか、そういう危惧があるんですね。いま、ロービジョンケアは休止されているんですが、これやっぱりコロナの中でですね、ちょっと伺ったんですが、視覚障害者の方は外出して何か買い物する時でも、物を触わって買うのですね。そうすると、コロナの中では、もうお買い上げ下さいっていうことになっちゃうんですね。それとか一時期はもう店も閉まって、道路の音の環境が全然違うんですね、一時期は店が閉まっていて、道路の音の環境が全然、違うのですね。歩きにくいとか、いろんなことがあって、外出しにくくなってですね、今ロービジョンケアの受診が少なくなっている、という実態があるんです。そういうことも加味して、ロービジョンケアは今、休止してるけど、このままロービジョンケアがなくなっていくんじゃないかっていうのをものすごく心配されてるんですね。

そんなことがないんだっていうことを、ここで言っていただけませんか。

●保健福祉局長

最終的なところ、医師の確保というところも含めて、それから現在働ける先生の方とも最終的なところが、まだ私は確認がとれてないので明言はできません。

ただ、ロービジョンケアが先程申し上げました通り、いわゆる療育センターの診療方針の三本柱の一つである、というところから理解いただきたい。最大限努力します。

■出口議員

これ本当に市内外の大阪の方とかね、そういうところからも泊まりがけでこれを受けにきている方からも、お話を伺いました。本当にこれは療育センターの「売り」というか、本当に素晴らしい取り組みなので、こういうことも発信して、このリストから外していただくように訴えていただきたいと思います。

そして市長にも、今、調整会議はないので、1回目では訴えましたっていうことなんですけど、調整会議を待たずに、こういうことは許されないんだ、と。リストから外せ、ということを実際に訴えて頂きたいと。これは要望として市長に訴えます。

〔DX 推進計画について〕

続いてデジタルですね。デジタルなんですけど、やっぱり個人情報保護の問題ですね。自衛隊の募集に関して、本市が若者の名簿をタックシールで提出すると。でもこれを出さないでくれと訴えれば、そこから除外するというようなことも行われてるんですよ。

そこで情報の提出権ですかね、個人情報の利用停止請求権ですよ。こういうものがやはり必要だと。そういうことに関して、私の情報は出さないでくださいと。例えばメールでも自分のところにいっぱい来るじゃないですか、いろんな業者から。それを配信停止することが出来ますよね。そういう風に自分の情報を出せないでくれということが言えるようにできないのか。そういうところはどういうふうに検討されるのかなと思っています。

●総務局長

今回の改正個人情報保護法においては、請求者が、市が保有する自分の個人情報等について、保有の制限、不適正な利用の禁止、適正な取得、それから利用目的以外の利用及び提供の制限等に、市が機関として違反していると考えられるような場合は、利用停止の請求ができるようになっています。

そういう状況ですので、適切に運用していきたいと考えています。以上です。

■出口議員

自治体が持つてる情報が一番重要な情報ですので、くれぐれもそういう情報を軽々しく渡すということがないようにお願い致します。

〔気候危機、温室効果ガス排出削減と再エネへの転換について〕

それでは気候危機の問題です。

一番の問題は産業界の 65%、CO2 の排出。一番多いのがここなんですね。ここに対してですね、どういうふうに規制をかけていくかということが問われていると思います。

先程も、産業界ですが、2050 年カーボンニュートラルに関する日本鉄鋼業の基本方針では、日本鉄鋼連盟は 2021 年の 2 月、「我が国の 2050 年カーボンニュートラルという野心的な方針に賛同し、これに貢献すべく日本鉄鋼業としても、ゼロカーボンスチールの実現に向けて果敢に挑戦する」とあります。

ところがですね、そこにはゼロカーボンスチールを目指すための外部条件として、①ゼロエミ水素②ゼロエミ電力の大量且つ安価な安定供給。それと、経済合理的な CCUS の研究開発及び社会実装、と下記が不可欠である。としているんですね。

これはまだ、産業分野で確立していない水素とか、アンモニアとかそういうものを使ってやっていこうとか、炭素回収ですね。CCUS、利用・貯蔵ですね。そういうものを前提にやろうとしているんですね。

これでは、言葉だけになってしまうのではないか。実際に可能となる年代は、いつですか。水素、アンモニア、CCUS。これを実際に使えるのはいつのことですか。

●環境局長

今、議員が言われた通り、今、開発途中の技術ですから、少しを作るのは全然問題ないですが、大量につくる、コストを安く作るというのは、今からの課題で、まだいつできるかというのははっきり決まっています。

●北橋市長

今、局長がお答えしました。その通りなんですが、2050 年って今から 29 年後ですよ。技術の面でも、産業の色々なプロセス、その他、劇的に変わっている可能性もあります。

ここで大事なことは、色々と石炭火力についても意見がぶつかり合ったわけですが、段階的に削減するということには反対だ、という人も多いかもしれませんが、それを含めて、当面 2030 年に向けて頑張っていこうということが合意されて、そしてその中には、今、鉄鋼連盟の話がありましたが、鉄鋼に限らず、世界中の産業界におきまして、いろんな方法があると思いますけれども、2030 年に向けてどう努力するか。日本の場合は 46%削減でありますけれども、そういう努力を積み重ねていくという過程にあります。

従いまして、2050 年レベルでの、いろんな構想が出ているわけですが、それは非常に重要な目標の一環だとは思いますが、まずは当面 2030 年において達成するような努力が求められていると思います。

■出口議員

私は 2050 年までに、水素とかアンモニアとかですね、そういう利用ができないとか。それは絶対必要だと感じているんです。然し、もう待ったなしなんです。2030 年までにどうするかという話なんです。

鉄鋼でもやっぱり電炉にかえるとか、半分以上は電炉に変えていく。そして何よりも、再生可能エネルギー、そして省エネに大きく転換をしないとイケないんですね。

ここに私たち日本共産党が出してる（政策）のがあるんですけども、2010 年比で、CO2 を（2030 年までに）50～60%減らしていこう、CO2 を、ですね。これを省エネと再エネを組み合わせるんですけども、エネルギー消費を 4 割減らして、再生可能エネルギーで 50%賄ったら、50 から 60%削減は可能なんですね。

ここで特筆したいのが、こういう大規模な転換っていうのは、耐乏とか不自由を与えることとか、停滞でもないのですね。持続可能な成長をやっていくということなんです。

「未来のためのエネルギー転換研究グループ」というところの試算では、このエネルギー転換を実施すれば、エネルギー転換で影響を受ける産業分野での現在の雇用 20 万人をはるかに上回る、年間 254 万人の雇用が新たに創出されて、投資額は 2030 年までに累計で 202 兆円。GDP202 兆円を押し上げて、化石燃料の輸入削減ですね、削減額は 52 兆円にもなるという試算が出ているのです。

これは「未来のためのエネルギー転換研究グループのレポート 2030」で、ご覧になっていただけなんですけど、市長にもご覧になっていただいて検討していただきたいと思います。

●北橋市長

たくさんの学者、グループ、また研究所が、この気候変動対策についてはレポートをまとめております。そのたくさんのものを承知はしておりませんが、今、議員が鉄鋼業のことをおっしゃったけれども、お隣の中国やあるいはロシア、あるいはアメリカ、ヨーロッパの鉄鋼業はどうなりますかね。

これはですね、日本だけでやる問題じゃない。世界中の産業界もそれぞれの住民が皆で工夫して、脱炭素に向かおうという試みなんですね。従って、鉄鋼業におかれましても、日本国内はもとよりですが、アメリカや中国やロシアみんなと一緒に工夫していかないとイケないわけです。そういう長期的な戦略でもある、ということです。

ですから今そこで言われてるような具体的な対応については当然、鉄鋼連盟はもとより、それぞれの業者一生懸命やっていますよ。これからも投資自体も、回らなくなってくる時代ですから、脱炭素でやっていかないとですね。もう死にものぐるいで、生き延びるためにみんな頑張っているわけですから、国の方もそれをアシストして、どうすれば達成できるか、ということとでアシストしていくと思います。

地方自治体としても、大変な苦勞をしていくわけですが、ぜひそれを支えてみんなで一つの目標に向かって進んでいきたい。そのためにしっかり汗をかきたい、ということを申し上げているところです。

■出口議員

中国がやっていないからとかですね、そういう不公平だという意見は通らないと思うんですね。やっぱりやらないといけない。やっていないとは言いません。引き続き鉄鋼業にも削減を求めていって、協定を結ぶと言うか、削減目標をきちんとつくっていただく。そして協議を重ねていただきたいと思います。

〔擁壁改修工事の履行について〕

最後に擁壁の問題です。ちょっと伺います。この擁壁のそもそもはですね、石積み擁壁が安全な状態で設置しているのであれば、上部の私有のり面は現在のまま維持されると。これはそういう回答してますよね。それを当初からって言ってますけれども、当初ということはいつですか。

●建築都市局長

石積み擁壁が健全な状態に保たれないのであれば、のり面が安定しているという、当初というのは、ボーリング調査しました。その結果で、そういう判断が出たので、ボーリング調査した時点です。

■出口議員

そうであるならば、最初に工程表とか図面とか設計図が出ているんですね。擁壁をつくるという、この設計図はどういう理由で出したのですか。

●建築都市局長

協議をする中で、具体的にどういうふうな施工するかとか、それをするにあたって、どういう工程になっていくか。そういったものをご説明するための協議用の資料として提出しました。

■出口議員

これ日にちまで出てるんですよ。要するにゴーサインが出ないと、日にちは出ないでしょう。工程表でこんな工事します。あんな工事します。あなたが受けるのであればやります。そういうことなら、そういう会話は成立しますが、ここには工程表で何月何日からこの工事入ります。のり面工事入ります。何月何日から、石積みの撤去工事入りますということが工程表で出ているんです。おかしいですよ。その説明してもらいますか。

●建築都市局長

われわれ、地元の方と工事をするにあたって協議をさせていただきます。いつから工事に着手する、という前提で、いつから準備を初めて、どういう工事をして、だいたいこれぐらいに終わります。ということで、いつから始めたらという前提で、ご説明するための工程表は示すことはあります。

■出口議員

ちょっと始めに確認を取っておきたいと思います。まず確認させてください。

A氏の敷地内の石積み擁壁の上に寄りかかっていますけども、本市の張りコンクリート、擁壁とは言いません、のり面といいましょう。この、のり面、本市が提出した断面図によると、高さが全体で4.8㍎。それでこの石積み擁壁が1.75㍎。残りの3.05㍎があると。

この張りコンクリートの高さは3.05㍎という認識で間違いないですね。

●建築都市局長

コンクリートの張っている部分の直高は、それだけと認識しています。

■出口議員

もう一つ、北西側の積み増し擁壁、越境しているやつです。石積みの上にブロックが積み増しているものです。あれは高さが4㍎あるんですよ。これは、下の基礎がない。水抜き穴がない。そして雨水側溝がない。ところが、擁壁だと言われていますよね。あれは建築確認が行われていると。そういう認識に間違いないですか。

●建築都市局長

あそこの擁壁部分については、建築確認、いわゆる計画通知によって、建築確認が取れたものと考えていますが、それを明かすものはありません。計画通知が、法定の保存期間を過ぎて

て手元がないので、それがしっかりとやれてるかどうかを確認するすべがありません。ただ、そのないからといって、これが確認されてないと断言するものではありませんと考えております。

■出口議員

第3分科会の市長質疑のときにも一度言って、法的なものものを今ここで言っても認識の違いだ、という風なことで終わってしまいますので、ここでは言いません。

これですね、最初はですね。A氏は高齢の母親に早く家を建てたい、と擁壁を撤去して新築を申し出ました。基本、擁壁は自立していないといけなんですね。

しかし、市の張りコンクリートの擁壁は自立していません。市の担当者は、「石積み撤去後の張りコンクリートを支える工事にお金がかかる」。私（A氏）「のけますよ」と言ったんですね。そしたら、そんな事されたら自立していないから、そこを止めるような工事をやると、お金がかかるから、本市市営住宅への北方の斜面は、盛土で崩落しやすい、と。そういう説明が担当者からされたんですね。

二度手間になるんですね、崩落しやすいから。今、石積みを取られたら困るのでと。それで市の方が石積みの撤去を法令違反だということを認識して工事をやると。当時の造成図面を確かに私も見ました。張りコンクリートの部分は盛土と書かれているんですね。盛土ですよ。皆さんも熱海のがけ崩れでよく分かると思いますが、盛土と書かれているんです。崩れやすいということが分かりますけれど、その後工事はやられてないんですね。

A氏は、仲通り団地の安全性を宣言できるのか、と北橋市長にも聞いたんですね。北橋市長からの回答書では、平成30年1月にも、令和元年の8月にも、石積みが安全やったら、上の上部ののり面はそのまま維持できるんです。安全なんですよ、と返ってきてるんですね。

そこでですね、北九州市の建築都市局の観察指導課と、開発指導課の擁壁のある敷地をお持ちの皆さんへ、敷地の安全を確認し、崖崩れを防ぎましょうという、注意喚起のホームページに載せられてるんですね。

ここでは、擁壁は積み増しや二段擁壁の不安定な構造ではありませんか。擁壁に水抜き穴がなかったり、詰まったりしていませんか。水などの排水設備がなく敷地に降った雨水が擁壁側に垂れ流しになっていませんか。地盤に染み込んでいませんか。一つでも当てはまれば、がけ崩れの恐れがありますよと。

更になお、擁壁が古い場合、作って50年以上は安全に問題があることが多いので、建築士に相談しましょうね、と言ってるんですね。

ここは水抜き穴がないのです。下の石積み。そして高さ3m。二段擁壁。合計で4・8mですね。まさに本市が、がけ崩れの危険性を指摘している擁壁なんです。現在のまま、安全性が維持され、問題がないと答えたのですが、市長にその根拠をもう一度伺いたい。

●建築都市局長

平成 26 年に実施したボーリング調査で、併せて標準貫入試験をしています。その基礎地盤が M 値 50 を超える良質な支持地盤です。

詳細にいうと、50 回叩いて 19 センチしか貫入できませんでした。加えて平成 30 年に実施した簡易動的コーン貫入試験の結果から、深さが 1 ㍍ から 2 ㍍ ぐらいのところで、地山が確認されています。そういったことから、倒壊に至る恐れはないと思います。

●議長

出口議員に申し上げます。局長、時間がなくなりました。ここで 15 分間休憩いたします。